Щ

選管告示

政治団体の名称等.....

П

障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者支援課) 四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)

四

11

五

道路の位置の指定 (建築指導課) 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課) 岩国都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)...... 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課).....

(農村整備課)……五県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)換地計画書の縦覧

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)......

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課).........

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課)......

目

次

平成 23 年 3月11日 (金曜日)

山口県告示第百号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

成

Ξ 日 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、指定医療

0		…三 松田	林歯	浜田	 	 一 二 和 ッ田	名		
水野歯科医院		松田歯科クリニック	林歯科医院	浜田内科循環器科	医療法人信明会二宮医院	ニック 和田内科・池内こどもクリ	医称療		平成二十三年三月十一日
】	周南市大字櫛ケ浜五一一の一	光市室積正木四番八号	岩国市玖珂町五〇六三	柳井市新庄一五二八の五	号岩国市麻里布町三丁目二〇番二〇	9 防府市戎町一丁目八番一八号	所 機 在 関	山口県知事	日
	"	"	"	"	"	平 成	廃	=	
	,,	,,	,,	,,	"	平成二二、一二、	止 年	井	
	"	"	"	"	"		年 月	関	

山口県告示第百一号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

五

				争議行為の通知七	雑報	等也資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称	資金管理団体の名称等	政治団体の異動事項
	松田歯科クリニック	林歯科医院	浜田内科循環器科	和田内科	くろいし眼科	名医称		平成二十三年三月十一
	光市室積松原四番三号	岩国市玖珂町五〇六三	柳井市新庄一五二九の一	防府市戎町一丁目八番一八号	宇部市大字東須恵一九六六の一	所 機 在 関	山口県知事	日
_	"	"	"	"	平成二三、	指定年	二 井 	
	"	"	"	<u> </u>	_ ,	定年月日	成	

山口県告示第百四号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一 項 の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成二十三年三月十一日 のた住事 所る所 在事又 地務主 者 名介 護 称予 防 所事 山口県知 在業 地所 事 種事 類業 の 井 指定年月日 関

成

田

田町診療

所

平成二

町二二の八萩市大字東日 の大河 五字木郡 与三九 九町 田 田町診 ス小ひ事地だ ふじ 業域ま たに薬局 療所 所がりの ビ堇 五島大島 五町大字 の三小松 三小大 町二二の八萩市大字東日 五大阿 一字武郡 田二町 二町 町二二の八萩市大字東日 シリリ防介 ョテハ通護 ン ービ所予 介防介 護通護 所予 理療防介 指養居護 導管宅予 シリリ防介 ョテハ訪護 ン | ビ問予 一、 _

11

"

山口県告示第百五号

計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一 の規定に基づき、 岩国都市

平成二十三年三月十一日

山口県知 事 = 井 関 成

11

11

田町診

療所

町二二の八萩市大字東田

シテハ通 ョ ビ所 ンーリリ

事業施行期間 都市計画事業の種類及び名称 岩国市 平成十四年十一月十九日から平成二十六年三月三十一日まで 岩国都市計画道路事業三・二・四十二岩国南道路線 岩国都市計画道路事業三・三・二十三元町錦見線 施行者の名称 岩国市山手町三丁目、 岩国都市計画道路事業一・四・二百一岩国大竹道路

山手町四丁目及び今津町六丁目

山口県告示第百六号

とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、 次の

平成二十三年三月十一日

岩国港港湾管理者

山口県知事 井 関 成

岩国市飯田町二丁目二八〇一及び二八〇二地先公有水面

第二区

第一区

岩国市飯田町二丁目二八〇一及び二八〇二地先公有水面

区域

第一区

年十二月五日付け指令港湾第八七四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面と 室木木材埠頭岸壁取付護岸との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ昭和四十七 成四年秋分の満潮位 (D. 次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ平 L. + 三・四九メートル)における公有水面と岩国港

の境界線(D: L. + 三・三二メートル)に囲まれた区域

第二区

だ線に囲まれた区域 次の8の地点から24の地点までを順次結んだ線及び8の地点と24の地点を結ん

六秒東経一三二度一三分二四・六五○秒)(以下「基準点」という。) 岩国市立石町四丁目の室木二等三角点 (北緯三四度一一分〇五・七九

6の地点 5の地点 4の地点 3の地点 2の地点 から一〇八度三八分五八秒一、九一八・一一メートルの地点 5の地点から二二四度三九分〇九秒一二五・三〇メートルの地点 3の地点から四四度二八分二四秒三九・五四メートルの地点 2の地点から三一四度二九分三五秒○・○八メートルの地点 4の地点から一三四度三七分四七秒一八○・八○メートルの地点 1の地点から四四度四三分二○秒八六・六○メートルの地点

9の地点 8の地点 8の地点から四四度四二分一二秒九・五六メートルの地点 基準点から一〇四度三四分五六秒一、九九二・○九メートルの地点

6の地点から三一四度一七分○四秒一○・四二メートルの地点

7の地点

10の地点 12の地点 11の地点 □の地点から四四度四五分二○秒二二・○三メートルの地点 10の地点から四四度四三分四九秒一五・〇二メートルの地点 9の地点から一三三度五三分二八秒○・ −ーメートルの地点

13の地点 14の地点 13の地点から四四度一四分四七秒一五・一一メートルの地点 12の地点から四四度二六分二二秒三八・〇二メートルの地点

16の地点 15の地点 17の地点 16の地点から一三四度四九分〇五秒二〇・〇四メートルの地点 15の地点から一三四度三〇分一五秒二〇・一九メートルの地点 14の地点から四四度二八分二四秒二四・六九メートルの地点

18の地点 19 の地点 18の地点から一三四度一六分一〇秒一四・九七メートルの地点 17の地点から一三四度二七分一四秒四四・八九メートルの地点

21 の地点 20 の地点 ②の地点から一三五度○一分一三秒四○・○六メートルの地点 19の地点から一三四度三三分一〇秒九・九七メートルの地点

24の地点 23の地点 22 の地点 23の地点から二二四度三二分二八秒一二四・四五メートルの地点 22の地点から一三四度二八分四九秒一〇・四五メートルの地点 21の地点から一三四度三九分四二秒一九・九九メートルの地点

面積

1

第一区

二二、七一五・六二平方メートル

2 第二区

免許の年月日及び番号 二二、四七〇・七五平方メートル Щ

号 Ξ 兀 岩国市 関係図書を閲覧できる市町

平成五年十二月二十一日

指令港湾第七一三号

山口市滝町一番 認可を受けた者 山口県

믕

認可の年月日 山口県知事 井 関成

五

平成二十三年二月二十八日

神原苑 社法人

二二字 号目市 目一神原 工

護生 活 介

"

11

問重 介度 護訪

11

五

山口県告示第百七号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

祉山社 協口 皇 官 人 福 人 祖 人

一番一〇号

町

光明

袁

三丁目七番石下関市向洋紅

活共 援同 助生

11

11

"

II II

ビイ児 スサ童 ーデ

その関係図面は、 周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

県

山口県知事 = 井 関 成

一九九・三一	四二・三	四・○∼五・○	か六	月三二〇の六	市潮音町七	下松市
(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな	延 (メートル)	(メートル)	番 地	び	名及	地

(五七)障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十三年三月十一日

山口県知事 _ 井 関

成

(五八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、 平成二十三年三月十一日から同年七月十一日までの間、 山口県商工労働

平成二十三年三月十一日

山口県知事

=

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 下関市長府中土居本町五九〇 アルク長府中土居店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 住

セット・プランニング 株式会社NTT西日本ア 大阪市中央区今橋二丁目五番八号

岡本 金久

代表者の氏名

Ξ 変更に係る事項の概要

Т	
	変
	更
	に
	係
	る
	事
	項
	变
	更
	前
	变
	更
	後

名称主たる事務が指定障害福祉サービス事 所の所在地 主たる事務

びこ会社やま

七八〇の二

ション パー ステー

七八〇の二

輪

護居 宅介

平成

名行う事業所を実施します。 所

ビス事業を 在

地

種ビ祉障 類スサ害 の一福

指定年月日

四

(五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

(定期)

二十二年十月二十六日山口県公告 (三四七) に係る大規模小売店舗について次のとおり 岩国市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十三年三月十一日から同年四月十一日までの間、山口県商工労働

報

山口県知事 _

井 関 成

所在地 意見の概要 名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 ホー ムセンター ジュンテンドー 岩国インター 店 岩国市多田一〇〇の一

П

県

平成二十三年三月十一日

(六〇) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業 (小河内換地区) 換地計画書の縦覧

Щ

特に配慮を求める事項はない。

縦覧に供します。 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る小河内換地区の換地計画を定め たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

金曜日

平成二十三年三月十一日

平成23年3月11日

山口県知事 = 井 関

成

縦覧に供する書類

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業 (小河内換地区) 換地計画書の写し

縦覧の期間

アルク長府中土居店

平成二十三年三月十四日から同年四月四日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第十四号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

よしみつを支え る会	松田一志後接会	とことん防府	たなか文代後接 会	かんだ義満後援 会	大森一弘と字部 の未来を語る会	政治団体の 名 称
神田	佐々木春行	松浦	田中	清水	田辺	代表者の 氏 名
義満		正人	文代	禮伸	暫則	名の名
油 田	佐々木春行	馬野	寺田	笠原高	森脇	会計責任 者の氏名
進	k 春行	粉	幸生	笠原高六郎	昭彦	責任
防府市宮市町/0番52号	岩国市川西2丁目4番 /3号	防府市千日2丁目6番 6号	字部市大字西岐波329 の/7	防府市平和町8番2/号	宇部市松島町/6番25号	主たる事務所の所在地
						その他の事項
"	"	"	"	,,	平成2	備考 (届出 年月日
. /7	25	. /7	, 4		平成23、/7	参出日

山口県選挙管理委員会告示第十五号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

顕

平成	23年	3 F	11 E	金田	翌日		Щ		П		県		報	ł	(定期))	第	2240	号	
山口県生活衛生同業組合連合会政治連盟	安岡かつまさ後援会	13日/69 43 图象基	村田 たけ お後接入	三菱下船支部政治活動委員会		田中国終極今	関谷博俗接会	清流	税理士による平岡秀夫後接会	さいとう真治後接会	兼本信昌後接会	是明 多一区及片	◆咸族□発揮◇	おかざきなみ子後接会	井上たけし後接会	自由民主党山口県土地改良支部	自由民主党美東支部	公児兄石馬総文部	7. H	双 治 国 体 の 名 巻	
会計責任者	*	*	* * *	計画に	キサオ	*	*	会計責任者	事務所	*	会計責任者	×	>	*	事務所	会計責任者	代表者	事務所	代表者	 	由 本 由
畠中 啓治	緒方 聖雄		.	墠		`		青木 和美	岩国市麻里布 町 6 丁目 7番	川上 恵未	沖元しのぶ	///3007	長門市仙崎	熊毛郡田布施 町大字下田布 嫡別/9の/	防府市大字浜 方/8の /	山本 象昭	河村 淳	岩国市門前町 2丁目60番/0 号	越澤二代	新	異 動
藤田 敬彦	西本 祐治			.	推		₩		岩国市麻里布町3丁目/6番	中原 早苗	堀尾 直美	///308	長門市仙崎	熊毛郡田布施 町 大 字 麻 郷	防府市大字西 浦888の/	大田 正登	岡村 文雄	21 11 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 2	井上 昭治	Ħ	内容
" /7	° 23	, , , 9	*	* 2/	* 2	* * *			*	, 23	" /6	_	*	" 16	* 24	" 2/	1 1	2, /4	平成23、	(年月日)	
松富三男後接会	藤本博司後接会	藤田ひろし後接会	藤井哲史後接会	平岡邦夫後援会	兵頭のりまさ後援会	哲友会	小川裕巳後接会	大野京子後接会	大出敬三郎後接会		江原聰後接会	上村しずえ後接会	右川深恢 接会	大江田子ン丘奈	野心田休の女科	5 F: - - - - - -	平成二十三手三月十一日があった解散等に係る政治団	政治資金規正法(日本)	山口景義学等理委員会告示第十六号		山口県土地改良政治連盟
	桑原 睦雄	神崎 玲子	黒田 耕作	山縣 行成	德村 進	藤井 哲史	村重ユリエ	清水 隆	伊縢 辛一		森本 長史	上村 静枝	野刊 晴彦		代表者の		十三丰三月十一日 散等に係る政治団体の名称等は、	昭和二十三年:	夏安告示第		題
米	桑原 睦雄	藤田 裕子	原 敏雄	平岡	本池 妙子	原 敏雄	小川 和也	佐々木明彦			白井 正則	上村 義博	右三県闽十	者の氏名	会計責任	山口県選挙等		法律第百九十	十 六 号		*
山口市秋穂東3423の /	麻里布町/丁目8番27号	>	○ 昭和町3丁目9番60号	岩国市周東町祖生3570の2	下関市赤間町5番/4号	岩国市昭和町3丁目	√ 西字部南 4 丁目	宇部市南浜町2丁目4番	/\md\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\n\		豊北町大字神田3866の/2	· 西大坪町8番7号	下阕巾禰/5~1 目/369の/		土 たる 車 茶 ボ の 市 本 車 本 市 本 市	山口県選挙管理委員会委員長	次のとおりである。	現正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出著(中日) (1977年) (1977年) (1977年)			山本 象昭
					7号	丁目9番60号	5番6号	2号			1田3866の/2	7 号		(=	が出土を	上符正		₹一項の規定に			大田 正登
	平成22、	"	平成23、	平成22、20	"	平成23、7	平成22、//、30	+ 154,25°, 2°, 20	1/2, 3/	平 6.6 公))	2, 23	年月日平成23、	解散	顕		による届出			" 2/

県選挙管理委員会告示第十六号

山口県土地改良政治連盟

山本 象昭 大田 正登

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

松富三男後接会	藤本博司後接会	藤田ひろし後接会	藤井哲史後接会	平岡邦夫後接会	兵頭のりまさ後援会	哲友会	小川裕巳後接会	大野京子後接会	大田敬三郎後援会	江原聰後接会	上村しずえ後接会	石川潔後接会	政治団体の名称
松甸	桑原	神崎	洲田田	山縣	德村	藤井	村重ユリエ	清水	伊藤	森本	上村	野村	代表者の 氏
三男	睦雄	希子	耕作	行成	盖	r 中	۲۱) ۲	羅	## 	長史	静枝	晴彦	格の名
松冨美代子	桑原	暴田	河	平岡	本治	原	小川	佐々木明彦	岡田	白井	上村	石川真樹子	会計責任 者の氏名
代子	睦雄	裕子	敏雄	祌	炒子	敏雄	者 也	k明彦	次郎	正則	義博	「樹子	責氏 在 名
山口市秋穂東3423の /	成里布町 / 丁目 8 番27号	· 玖珂町52/4	昭和町3丁目9番60号	岩国市周東町祖生3570の 2	下関市赤間町5番/4号	岩国市昭和町3丁目9番60号	西字部南4丁目5番6号	宇部市南浜町2丁目4番2号	大島郡周防大島町大字久賀252/の	- 豊北町大字神田3866の/2	西大坪町 8 番 7 号	下関市楠乃 2丁目/369の /	主たる事務所の所在地
1	平成22、	"	平成23、7	平成22、	"	平成23、7	平成22、	平成23、 2、20	平成22、//2、3/	" /3	"	平成23、	解 年月日

報

山口県選挙管理委員会告示第十七号

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上

符 正

顕

,, 4	文代	田井	宇部市大字西岐波329の/7		たなか文代後援 会	字部市議会 議員	文代	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
" 7	義満		宮市町/0番52号	オメッ	よしみつを支える会	*	義満	神田
平成23 <u>)</u> 2、24	M	#上	防府市大字浜方/8の /		井上たけし後接 会	山口県議会 議員	嘼	# 上
(指定届出) (年 月 日)	行の氏名	代表者	を 5事務所の所在地	**************************************		公職の種類	を名した	
 備老	T	4	(E)	₽	谷		理団体	資金管

山口県選挙管理委員会告示第十八号

Щ

П

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による届出

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

藤井	上村	者の	E
哲史	靜枝	氏名	
岩国市議会 議員	下関市議会 議員	な一成~二里大気	ジ 扇の 描着
哲友会	上村しずえ 援会	名	資
	後	称	*
岩国市昭和 番60号	下関市西大 号	主たる事務	管
町3丁目9	<坪町8番7	\$務所の所在地	理
	上村	1 代表	4
井 哲史	寸 靜枝	著の氏名	体
*	平成23、	なくなっ個出年月	 資金管理
" /6	2, 23	が回り	が英国



争議行為の通知

口県民主医療機関連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありまし 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定により、

平成二十三年三月十一日

た。

山口県知事 = 井

関 成

- 賃金引上げの要求に関する件
- 増員の要求に関する件
- 労働条件の改善の要求に関する件
- 諸手当の改善の要求に関する件

平成二十三年三月十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

健文会協立在宅介護支援センター、医療生活協同組合健文会協立デイサービスげん ション、医療生活協同組合健文会ヘルパーステーションはばたき、医療生活協同組合 医療生活協同組合健文会小野田診療所、医療生活協同組合健文会虹の訪問看護ステー 員が従事する全職場 立デイサービスふじやまにおいて山口県民主医療機関連合会労働組合に所属する組合 き、医療生活協同組合健文会協立デイサービスみんな又は医療生活協同組合健文会協 医療生活協同組合健文会宇部協立病院、医療生活協同組合健文会協立歯科診療所、

兀

顕

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十三年三月十一日発行平成二十三年三月十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁